

平成26年6月27日

株 主 各 位

東京都港区高輪2丁目20番20号  
京 浜 急 行 電 鉄 株 式 会 社  
取締役社長 原 田 一 之

### 第93期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第93期定時株主総会において、下記のとおり報告および決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

#### 記

- 報 告 事 項**
1. 第93期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告について
  2. 第93期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告について  
上記1、2の内容を報告しました。

#### 決 議 事 項

##### 第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

当期の期末配当金につきましては、当社普通株式1株につき金3円（中間配当金とあわせて年間配当金は1株につき6円）となりました。

##### 第2号議案

取締役16名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、次の16氏が選任され、就任しました。

石渡恒夫、原田一之、田中伸介、小倉俊幸、國生伸、小谷昌、河村幹夫、武田嘉和、今井守、廣川雄一郎、道平隆、柴崎昭嘉、本多利明、平位武、上野賢了、大賀祥介（全員重任）。

なお、河村幹夫、武田嘉和の両氏は、社外取締役であります。

##### 第3号議案

監査役2名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、次の2氏が選任され、就任しました。

友永道子（重任）、猿田明里（新任）。

なお、友永道子、猿田明里の両氏は、社外監査役であります。

**第4号議案** 役員賞与の支給の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

役員賞与につきましては、総額80,000,000円（取締役分77,600,000円、社外取締役分2,400,000円）を支給することとしました。

**第5号議案** 退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

退任監査役佐久間信一氏に対し、退職慰労金として12,740,000円を贈呈することとし、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議に一任することとしました。

また、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、重任の取締役16名ならびに重任の監査役1名および在任中の監査役2名に対し、本総会終結の時までの在任期間に対する退職慰労金として、取締役に対し総額515,026,000円を、監査役に対し総額17,682,000円を上限として打切り支給することとしました。なお、支給の時期は各氏の退任時とし、各氏に対する具体的金額、方法等は取締役分については取締役会に、監査役分については監査役の協議に一任することとしました。

**第6号議案** 取締役および監査役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

取締役の報酬額を年額550百万円以内（うち社外取締役分30百万円）、監査役の報酬額を年額95百万円以内としました。

なお、取締役の報酬額は、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

以 上

なお、平成26年6月27日現在の当社役員は、次のとおりとなりましたので、ご報告申し上げます。

取締役会長 (代表取締役)	石 渡 恒 夫
取締役社長 (代表取締役)	原 田 一 之
専務取締役	田 中 伸 介
専務取締役	小 倉 俊 幸
常務取締役	國 生 伸
取締役相談役	小 谷 昌
取 締 役	河 村 幹 夫
取 締 役	武 田 嘉 和
取 締 役	今 井 守
取 締 役	廣 川 雄一郎
取 締 役	道 平 隆
取 締 役	柴 崎 昭 嘉
取 締 役	本 多 利 明
取 締 役	平 位 武
取 締 役	上 野 賢 了
取 締 役	大 賀 祥 介
常勤監査役	小 山 勝 男
常勤監査役	猿 田 明 里
監 査 役	濱 田 邦 夫
監 査 役	友 永 道 子

取締役河村幹夫、武田嘉和の両氏は、社外取締役であります。また、常勤監査役猿田明里、監査役濱田邦夫、友永道子の3氏は、社外監査役であります。

## 期末配当金のお支払いについて

期末配当金は、同封の「配当金領収証」により、お受け取りください。

銀行口座等への振込みをご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、お確かめください。

## 上場株式配当等の支払に関する通知書について

配当金お支払いの際に送付している「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができますので、大切に保管してください。

ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いいたします。

## ご住所変更のお届出をお忘れなく

ご住所変更、配当金振込口座指定などのお届出は、株主様の口座がある証券会社にお問い合わせいたします。なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、下記の特別口座管理機関にお届出ください。

三井住友信託銀行株式会社

 0120-782-031

